

昭和二十五年七月二十四日提出  
質問 第四五号

旧軍用地拂下げに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月二十四日

提出者 竹村奈良一

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

旧軍用地拂下げに関する質問主意書

所在地

松山市埴生町元海軍吉田浜飛行場用地

関係面積

一五七町九反二畝二〇歩（田）

拂下げ価格

現状水田で反一四一円

一、旧軍要地で田畑あるいは農耕に使用すべき土地の処分については、既に昭和二十二年八月十九日農林次官通牒、同年同月十三日大蔵、農林両省次官覚書、同年同月二十三日大蔵省国有財産局長通牒及び昭和二十二年八月十七日農林省農政開拓局長通牒等によつて明らかにされている。

しかるに右の旧軍用地拂下げについては、これらの通牒、覚書に反して、大蔵省松山財務局支部より

直接旧地主に拂下げを昭和二十四年八月決定しているが、これは明らかに不法拂下げであるが政府の見解如何。

二、大蔵省は当然農林省に移管すべきであるにもかかわらず、それもなさず、又地元耕作農民の強い要望をしりぞけ、特に水田であるにもかかわらず、雑種地で原野と解釈し、安く価格を決定した理由如何。

三、政府は、右土地を旧軍用地移管変更の方針により、大蔵省より農林省に移管変更し農地法によつて処分する考えはないか。

右質問する。